公開請求の内容及び処理状況

| 請求日 | 決定日 | 公文書の件名 | 決定内容 | 非公開事由 (7条該当号) | 担当局 | 担当 |
|--------------|---------------|--|------|------------------|-----|-------------------|
| 令和6年5 月1日 | 令和6年5 月29日 | 今の国民健康保険法の作成に携わった人達が書いた法律の逐条本に書かれている内容を引用、活用する事、法制局が編集した国民健康保険法に関する本の内容を引用、活用すること、厚生省の国民健康保険課が編集に関わった国民健康保険法の逐条解説本に書かれている内容を引用、活用することが、私個人の私見だと大阪市職員は決めつける理由がわかるもの | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月1日 | 令和6年5 月29日 | 大阪市職員達に自浄能力 大阪市役所に自浄作用が無い職場環境である理由がわかるもの (国民健康保険法第6条-1健康保険法規定の被保険者を国民健康保険法から除外)を年金事務所が行うものであり市町村が行う業務ではないと主張 国民健康保険法第4条 - 3市町村が責務として行う為に国民健康保険法第113条 第113条 - 2 第127条を行うべき事を国民健康保険法第9条で終わらせ、右翼30年 ○○25年 ○○○15年等が不正に国民健康保険から除外できる国民健康保険行政を未だに変えずに行っている為 | 却下 | 另 | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月1日 | 令和6年5 月29日 | 別紙の案件において大阪市職員達の公務、市民の声の回答の根拠を求めて も必ず情報公開請求では不存在、作成しておらずになり理由 (平野区役所、福祉局保有分) | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月1日 | | 国保課が市民の声で、国保法第9条で処理を止めて不正な国保行政を行う のかわかる理由 | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月1日 | 令和6年5 月29日 | 大阪市が大阪府警に違法に渡したビール券の総額がわかるもの | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月1日 | 令和6年5 月29日 | 裏帳簿は2重化、3重化、何重まであったのかわかるもの (架空雇用、水増しの為)さんていきそ 調査等 全部局 24区役所 | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月1日 | 令和6年5 月29日 | 全部局 大阪市が大阪府警にビール券を渡していた法的根拠がわかるもの | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月1日 | 令和6年5 月29日 | 教育関係者の性犯罪やドロボーが多い理由 | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月1日 | 令和6年5 月29日 | 犯罪者集団である理由 | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |

| 請求日 | 決定日 | 公文書の件名 | 決定内容 | 非公開事由 (7条該当号) | 担当局 | 担当 |
|--------------|---------------|--|------|------------------|-----|-------------------|
| 令和6年5 月1日 | 令和6年5 月29日 | 裏金作りは、趣味なのか実益なのか子供達に恥かしくなく今も働ける理由 | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月1日 | 令和6年5 月29日 | 法定通りの調査もやらず、裏金作り、犯罪作りに頑張る理由 | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月1日 | | ○○○○事件だけでなく全国建設工事業国民健康保険組合の不正加入が多かったのは、大阪市職員による頑張りの成果だとわかるもの | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月1日 | 令和6年5 月29日 | 大阪市職員達は、職権による資格の喪失や取得する事すら考えないで届け 出だけなのかわかるもの 24区 福祉局 | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月2日 | 令和6年5 | 大阪市の国保第6条-1である健康保険法規定の被保険者を国保から除外を 第9条の届出以外で第113条 第113条-2を使い国保から除外した数と平成 30年から行なわれている国民健康保険被保険者の確認事務により国保から 除外された数 保有している年度分 24区役所別 | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月2日 | | 平野区役所が保有する 令和4年度生活保護費支払い一覧表 | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月2日 | 令和6年6 月11日 | 平野区役所が保有する 令和5年度生活保護費支払い一覧表 | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月7日 | | 大阪市の管理職には、何が何でも前例踏襲主義の人達ばかりなのかわかる 根拠 | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月9日 | 令和6年6 月11日 | 総務局だけで大阪市役所と完全特定できる根拠がわかるもの | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月9日 | 令和6年6 月11日 | ○○○事件の健康保険、厚生年金への不正加入問題で、国民健康保険から 不正に除外していた職員達も処分されたかわかるもの | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |

| 請求日 | 決定日 | 公文書の件名 | 決定内容 | 非公開事由(7条該当号) | 担当局 | 担当 |
|---------------|---------------|--|------|--------------|-----|-------------------|
| 令和6年5 月10日 | 令和6年6 月11日 | 大阪市職員は反社や指定暴力団と同じ行動するのか根拠を求める | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月10日 | 令和6年6 月11日 | 地方自治法第2条-⑨-1の法定受託事務にあたる国民健康保険の事務は 何かわかるもの もしくは、国保行政がすべて自治事務という事がわかる もの(そうむ局) | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月10日 | | ○○の発言の国保のすべてが、自治事務であるなら大阪市が作成した国民 健康保険法すべて(法律のみ) | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月10日 | | 大阪市職員はいつも大阪市の条例が日本国の法律を越える考え方なのが分かる文書 | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月10日 | 令和6年6 月11日 | 大阪市の国保がすべて自治事務であるとわかるもの 24区役所 | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月10日 | | ○○○事件以降も健康保険法規定の被保険者を国保から職権を使ってでも 除外しない理由 国保法 4 条 - 3 113条、127条 (健康保険証による確認ではなく、法定通り行わないのか) | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月10日 | 令和6年6 月11日 | 平成23年度や27年度の港営事業会計を見る限り、プラスにはなっていないのに、夢洲の土地改良費の支出が出来た事がわかるもの | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月10日 | | 国保業務している人に正常な判断できる職員が1人もいないのは、職場環境が暴力団事務所化になっている為なのかわかる文書 | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月10日 | 令和6年6 月11日 | ウラ金、焼肉、風俗、かくせいざい、女遊び、とさんざん公務をしてこなかった人達が、一時金要求する前に公務の効果を発表しない理由がわかる もの | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月10日 | 令和6年6 月11日 | 国保のすべてを自治事務として市民の声でウソの回答する根拠(国保はすべて自治事務と証明しろ) (24区) | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |

| 請求日 | 決定日 | 公文書の件名 | 決定内容 | 非公開事由 (7条該当号) | 担当局 | 担当 |
|---------------|---------------|--|------|---------------------------------------|-----|-------------------|
| 令和6年5 月11日 | 令和6年5 月27日 | ・大阪市職員基本条例・大阪市職員倫理規則 | 公開 | | 総務局 | 人事課(人事グ ループ) |
| 令和6年5 月13日 | 令和6年6 月11日 | 大阪市職員達の特殊な日本語 朝日新聞 1996年2月3日 世帯主による国保料減額時期に差 昭和44年4月28日 保発14号 厚生省保険局長通知 記一3 国民健康保険の被保険者資格に関して誤解のないよう、被保険者資格に関する知識を住民に周知するとともに記一2 窓口担当職員が関係法令及び事務処理の方法について、十分な理解を持つよう配意すること 市民の声 ページ番号624625 2024年4月30日 回答で誤解がないよう令和5年度作成分より被保険者に変更 職員達の特殊な日本語を使い続けた、今も取り扱い要領で特殊な日本語を使う根拠がわかるもの | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月13日 | | 選挙が行われた後に警察にビール券を提供していたが提供しなければならないとする法律や制度又は判断した根拠がわかるもの | 却下 | ————————————————————————————————————— | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月14日 | | 団体委任事務なのに、大阪市は、他の自治体、法令、通達等を無視してい たのかわかる文書 | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月14日 | 令和6年6 月11日 | 平成27年5月19日保発0529第1号で、市町村の責務国保法第4条第3項で書かれているのに大阪市は責務を放棄して、市民に第9条の届出義務を主張するのかわかるもの法改正を無視出来る根拠 | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月14日 | 令和6年6 月11日 | 大阪府の公務なのか、大阪市の公務なのかわかる資料 ○○○○暴力団関係者に紹介された土地ブローカーと出会える公務 | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月14日 | 令和6年6 月11日 | 団体委任事務をどのように大阪市はとらえて公務していたのかわかるもの | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月17日 | 令和6年6 月19日 | 別紙のようにニセ公文書等を何枚くらいつくったのかわかるもの | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月17日 | 令和6年6 月19日 | 新たなる国保制度における資格管理及び高額療養費について、P3の第6 各各号に定める適用除外要件に該当する者を除き被保険者とする、いわゆる事実発生主義を採用し、公法上の強制適用することにより国民階保険制度を実現する最後の砦とされているとは違う考え方を大阪市は使っているのかわかる文書 | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |

| 請求日 | 決定日 | 公文書の件名 | 決定内容 | 非公開事由 (7条該当号) | 担当局 | 担当 |
|---------------|---------------|---|------|---------------------------------------|-----|-------------------|
| 令和6年5 月22日 | 令和6年6 月19日 | 大阪市職員達が野良公務を行う根拠がわかるもの 日課の事務処理誤り 会計検査院からの指摘 返還金 日本語の読み書き、理解出来ない 裏金、裏帳簿 市民への暴力、性犯罪 法律より上の条例 他多数 | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月23日 | 令和6年6 月19日 | ○○○○で国民健康保険法第6条一1が全く出来ていないと報道されているのに、約10年後でも○○○事件でも同じ事が起きた理由がわかるもの。昭和44年4月28日保発14号を事務処理基準としなかった理由 | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月23日 | 令和6年6 月19日 | 大阪市職員、特別職等が日本語を理解出来ない根拠がわかるもの | 却下 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月23日 | 令和6年6 月19日 | 大阪市職員達が保険料率78.86:21.14にする為に使った公金額がわかるもの 厚生年金や健康保険料、他にもあれば | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月23日 | 令和6年6 月19日 | 派遣労働者の半数近くが社会保険未加入 1997年に報道されたが大阪市職員達は、昭和44年4月28日保発14号を事務処理基準としないで、年金事務所(社保事)が行う仕事だといえる根拠 | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月23日 | 令和6年6 月19日 | 公益通報職員○○が来庁者に対していつも命令ロ調なのかわかる文書 | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月23日 | 令和6年6 月19日 | 2万円のビール券で大人しくなるだけの大阪府警察職員を採用するメリっト、よりデメリットが多いのに採用する根拠 | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月23日 | 令和6年6 月19日 | 過去の経歴、歴史から見ても公益通報よりオンブズマン制度の方が結果を 出しているのだが、公益通報の職員から市民に対して命令ロ調で、話して 公益と言える根拠(目線で追いかける理由) | 却下 | ————————————————————————————————————— | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月23日 | 令和6年6 月6日 | 令和6年3月21日付け大総務給第38号「部分公開決定通知書」 | 部分公開 | 1 | 総務局 | 総務課(総務グ ループ) |
| 令和6年5 月23日 | 令和6年6 月6日 | 文書事務の手引(文書管理編) | 公開 | 号 | 総務局 | 行政課(文書グ ループ) |

| 請求日 | 決定日 | 公文書の件名 | 決定内容 | 非公開事 (7条該当 | | 担当局 | 担当 |
|---------------|---------------|---|------|---------------|---|-----|---|
| 令和6年5 月23日 | 令和6年6 月6日 | 浄書した「施行文書(電子文書)」を紙に出力し、「市長公印」を押印した「原本」の「謄本」と、この「保管」についての「手引書・運用の手引き」等。 | 不存在 | | 号 | 総務局 | 行政課(文書グ ループ) |
| 令和6年5 月23日 | 令和6年6 月6日 | ・令和3年11月29日付け大副第46号部分公開決定通知書の写し ・令和5年6月13日付け大市第20号部分公開決定通知書の写し ・令和5年3月22日付け大デ統基第27号部分公開決定通知書の写し ・令和6年3月21日付け大総務給第38号部分公開決定通知書の写し ・令和6年2月14日付け大政第487号部分公開決定通知書の写し 他20件 | 部分公開 | 1 | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月23日 | 令和6年6 月6日 | 令和6年3月8日付け大財課第50号による「大阪市長の処分」に係る「施行文書(電子文書)」を紙に印刷し、「市長印」を押印し、請求人に交付した「処分通知書(原本)の謄本」で総務局行政課(情報公開グループ)が保有するもの。 都市交通局で、「条例」第7条第1号を含み、条例第10条第1項の規定に基づき個人の請求者に対して「部分公開処分」をしたものの「部分公開決定通知書」の「写し(別紙を含む)」で、総務局行政課が保有するもの。 財政局税務部課税課(個人課税グループ)で、「条例」第7条第1号を含み、条例第10条第1項の規定に基づき個人の請求者に対して「部分公開処分」をしたものの「部分公開決定通知書」の「写し(別紙を含む)」で、総務局行政課(情報公開グループ)が保有する異なる10通のうち9通。 | 不存在 | | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月23日 | | 保険料率、市の負担軽減に努めて、78.86%であるが、最高はいくらなのかわかるもの | 不存在 | | 号 | 総務局 | 給与課(給与グ ループ) 給与課(共済グ ループ) 管理課 |
| 令和6年5 月24日 | 令和6年6 月19日 | 総務局の職員達が、来庁者に対して汚い言葉で命令ロ調で言ってくるが、 総務局の職員達の騒いでる声が電話越しに聞こえてくる理由はなぜなのか | 却下 | | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月24日 | 令和6年6 月19日 | 大阪市職員による性犯罪率の多さの原因がわかるもの 教育委員会 消防を含む いい加減DNA検査など科学的に調査が必要では | 却下 | | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月24日 | 令和6年6 月19日 | 大阪市職員達が行う犯罪行為は、組織的に行われていても、犯罪集団、犯 罪組織ではないと言える根拠 | 却下 | | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月27日 | 令和6年7 月1日 | 以前大阪市職員は、金の密輸して捕まったが、金が最高値の今はどのよう にして金の密輸をしているのかわかるもの 万博等の資材等のチェックは正しく行なわれているのか | 却下 | | 号 | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |

| 請求日 | 決定日 | 公文書の件名 | 決定内容 | 非公開事由 (7条該当号) | 担当局 | 当局 担当 |
|---------------|--------------|---|------|--|-----|-------------------|
| 令和6年5 月27日 | | ○○○小学校に通う子供達の異常な行動 通学時に住んでもないマンション内に不法侵入して、騒いで走って行く行動 職員による影響なのか かなり前にも○○○に言ってあるが、季節的なものなのか ○○○職員達の買い物をしないのに、ファミマで立ち読みしたり、喫煙する行動に似ている | 却下 | ### ### ############################# | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月30日 | 令和6年7 | 昭和34年1月27日(保発第4号)+昭和44年4月28日(保発14号)を参考にして作られた大阪市の被保険者資格の適用・終了の届出にかかる事務取扱要領になるには、日本語力が無いと証明するように作られたのかわかるもの | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月30日 | | 大阪市の行政で、当時の公共事務、団体季任事務、行政事務にあたるもの は何かわかるもの+ (機関委任事務) (当時の内容) | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月30日 | | 昭和44年4月28日(保発14号)で、国保の適用を適外されることとなる者が、誤って適用を受けている事例がみられているので、貴管下保険者(市町村)に対する指導と書かれているのに、大阪市の24区長達は、全員が、年金事務所が行う公務だと主張する根拠がわかるもの(市民の声で) | | —————————————————————————————————————— | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月30日 | 令和6年7 月1日 | 大阪市職員達が、自治事務や法定受たく事務、機関委任事務団体委任事務 の知識すらない理由(自治事務の前も自治事務とか言う人がいる) | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月30日 | 令和6年7 月1日 | 大阪市は昭和44年4月28日(保発第14号)で指摘されている除外を行わない事により、今まで何兆円規模で大阪市民からぼったくりした金額がわかるもの | | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月30日 | 令和6年7 月1日 | 大阪市職員達は、焼肉、風俗、覚醒剤の為に上手に裏金を作りつつける事が出来たのかわかるもの | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |
| 令和6年5 月31日 | 令和6年7 月1日 | 大阪市は企業誘致を名目に、犯罪組織の受け入れをするのは何故か 何故犯罪組織を排除しようとしないのか | 却下 | | 総務局 | 行政課(情報公開 グループ) |